

さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和8年 8 月 10 日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市規則第 8 1 号

さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市放課後児童クラブ条例施行規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 1 2 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
（入室の手続） 第2条 条例第1条に規定するクラブ（以下「クラブ」という。）へ入室しようとするときは、当該児童の保護者（条例第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）において、放課後児童クラブ入室申込書（様式第1号）に次の書類を添付して市長に申し込まなければならない。 (1) 〔略〕 <u>(2) 〔略〕</u> <u>(3) 〔略〕</u> 2 〔略〕 別表（第2条、第4条関係） <table border="1"><tr><td>〔略〕</td></tr></table> 備考 1 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額及び同項第2号に規定する所得割の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算に当たっては、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、<u>第5条の4第5項</u>、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。	〔略〕	（入室の手続） 第2条 条例第1条に規定するクラブ（以下「クラブ」という。）へ入室しようとするときは、当該児童の保護者（条例第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）において、放課後児童クラブ入室申込書（様式第1号）に次の書類を添付して市長に申し込まなければならない。 (1) 〔略〕 <u>(2) 児童の属する世帯の市町村民税の課税状況を証する書類</u> <u>(3) 〔略〕</u> <u>(4) 〔略〕</u> 2 〔略〕 別表（第2条、第4条関係） <table border="1"><tr><td>〔略〕</td></tr></table> 備考 1 この表において「市町村民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額及び同項第2号に規定する所得割の額をいう。この場合において、同法第323条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算に当たっては、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、<u>第5条の4第6項</u>、<u>第5条の4の2第5項</u>、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないもの	〔略〕
〔略〕			
〔略〕			

2 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により計算された所得税の額をいう。ただし、所得税を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第22項、第41条の2、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3) [略]

3 [略]

様式第1号（第2条関係）

[略]

放課後児童クラブ入室申込書

[略]

入室を希望する児童の保護者及び同居の祖父母について、放課後児童クラブの指導料の決定及び入室選考の資料として、さいたま市が保有する公簿等により、市民税の課税状況及び児童扶養手当の受給状況を閲覧することに同意し、次のとおり放課後児童クラブへの入室を申し込みます。

[略]

（備考）

次の各号のいずれかに該当する方がいる場合には、その方に係る市町村民税の課税状況又はひとり親であることを証する書類をご提出いただく必要があります。

(1) 市民税の賦課期日時点でさいたま市内に住所を有しない等、市民税の課税状況が閲覧できない方

(2) ひとり親の方で児童扶養手当を受給していない方

（注）虚偽の内容を記載した場合は、申込みが無効になります。

とする。

2 この表において「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により計算された所得税の額をいう。ただし、所得税を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3) [略]

3 [略]

様式第1号（第2条関係）

[略]

放課後児童クラブ入室申込書

[略]

次のとおり放課後児童クラブへの入室を申し込みます。

※ 虚偽の内容を記載した場合は、申込みが無効になります。

[略]

（注）

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和８年１０月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のさいたま市放課後児童クラブ条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。